

一般社団法人 日本医療機器工業会賛助会員規程

平成21年7月27日  
規程 第2号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本医療機器工業会（以下「日医工」という。）定款第7条第3項に規定する賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、日医工定款第7条第3項に規定する個人、法人または団体とする。

(入会)

第3条 賛助会員になるためには、様式第1による入会申込書により申し込むものとする。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

年 額 1口 10万円

- 2 会費の納付は、年1回払いとする。
- 3 会費は、毎年度日医工が指定する銀行口座に振り込むものとする。
- 4 会費口数の変更は、前年度末までに様式第2により日医工事務局に連絡する。変更希望のない場合は、前年度口数(会費額)を継続するものとする。
- 5 賛助会員が日医工を退会した場合、既納の賛助会員会費は返還しない。

(事業)

第5条 日医工は、賛助会員に対して次の情報サービスを行う。

- (1) 日医工が発行する会誌を無償配付する。
- (2) 講演会、講習会、セミナー等の情報提供をする。

(退会)

第6条 賛助会員は、様式第3による届出をもって日医工を退会することができる。

- 2 賛助会員が、正当な理由なくして一年間会費を納入しないときは、理事会の議決を得て退会したものとみなすことができる。
- 3 退会は、文書により退会年月日を記載し、日医工事務局へ退会年月日の1ヵ月前までに提出する。

付 則

この規程は、平成21年7月27日から実施する。